

18長寿第8308号
平成18年6月12日
一部修正 平成27年7月28日

各指定居宅介護支援事業所管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

介護保険制度においては、「被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない（介護保険法第2条第3項）」とされており、一方、「介護支援専門員は、その担当する要介護者の人格を尊重し、常に当該要介護者の立場に立って、当該要介護者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（介護保険法第69条の34第1項）」とされています。

このため、平成18年4月の介護報酬改定において、ケアマネジメントの仕組みが公正中立に機能するとともにサービスの質の向上を目的として、居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算が新設され、平成27年4月の介護報酬改定において、一部強化されたところです。

このことに伴い、平成27年9月1日から、県では、特定事業所集中減算にかかる「判定様式」及び「判定した割合が80%を超えた場合の正当な理由の範囲」について、別紙により取り扱うこととします。なお、別紙に掲げる「判定した割合が80%を超えた場合の正当な理由の範囲」については、当該要件を形式的に満たした場合であっても、サービス事業所の選択が適切でない場合には、正当な理由としては取り扱わず減算の対象とし、また、その内容に不正又は偽りがあった場合は、居宅介護支援費の請求について不正又は偽りがあったものとして、介護保険法第84条第4項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を取り消すことができるので申し添えます。

各指定居宅介護支援事業所管理者におかれましては、御了知の上、事業所内の介護支援専門員等に周知徹底いただくとともに、適正な運用がなされるようよろしくお願いいたします。

(別紙)

1 特定事業所集中減算判定様式について

- (1) 特定事業所判定様式は、別添様式1及び2によるものとする。なお、各事業者において、これに準ずる様式により作成することは差し支えない。
- (2) 別添様式1については、平成18年4月以降毎月作成することとする。
- (3) 別添様式2については、判定期間(前期3月～8月、後期9月～2月)の翌月15日までに作成することとする。
- (4) 別添様式2により判定した結果、紹介率最高法人の紹介率が80%を超える場合には、判定期間の翌月15日までに、別添様式2に判定期間に係る別添様式1を添付し、1部を県長寿社会対策課(高松市に所在地のある事業所については、高松市介護保険課。以下同様。)あて提出することとする。なお、正当な理由がある場合については、別添様式の他、正当な理由であることを示す挙証資料を提出することとする。また、その際に県長寿社会対策課によるヒアリングを実施する。
- (5) 特定事業所判定様式は、判定期間後の算定期間が完結してから2年間保存しなければならない。

2 判定した割合が80%を超えた場合の正当な理由の範囲について

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、正当な理由として認めることとする。ただし、次に掲げる事項について形式的な要件を満たしたのみをもって、正当な理由として認めるものではなく、利用者へのサービス提供状況等の実態とあわせて、個別に判断することとする。

また、その他の理由がある場合についても、居宅介護支援事業者からの申出に基づき、個別に判断することとする。

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所が、サービス種類ごとにみた場合に5事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。
- (2) 利用者の日常生活圏域内(事業所所在市町が作成した介護保険事業計画において定

める日常生活圏域をいう。)に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所が、サービス種類ごとにみた場合に2事業所以下であるため、特定の事業者集中していると認められる場合。

(3) 通所介護及び通所リハビリ等において、個別機能訓練、リハビリテーションケアマネジメント、栄養ケアマネジメント、口腔機能訓練等を利用者に対して実施する必要がある場合に、当該サービスを提供できる指定居宅サービス事業所が、(1)又は(2)に掲げる事業所数であるため、特定の事業者集中していると認められる場合。

(4) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数(当該居宅介護支援事業所において給付管理を行った件数)が20件以下である場合。

(5) 判定期間の1月あたりの特定事業所集中減算の対象サービスとなる居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画件数が、サービス種類ごとにみた場合に10件以下である場合。

(6) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。

(7) サービスの質が高いこと等による利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者集中していると認められる場合で、次に該当する場合。

① 特定事業所加算やサービス提供体制強化加算等を算定する事業所であることを理由に利用者が希望した結果と認められる場合。(特定事業所加算やサービス提供体制強化加算等が利用者負担を伴うため、実質的に加算がとれる体制にはあるが、加算を届けていない事業所も含む。)

② 居宅介護支援事業所が、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該居宅介護支援事業所における通常の事業の実施地域内等の指定居宅サービス事業所に係るサービスの内容、利用料等の情報を備え、利用者及び利用者の家族に対して適切に提供し、その情報に基づいて利用者が事業所を選択した結果と認められる場合。

なお、この場合、居宅介護支援事業所は少なくとも次の資料を用意する必要がある。

イ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内の指定居宅サービス事業所一覧

(通常の事業の実施地域内に指定居宅サービス事業所がない場合には、日常生活圏域、市町区域、広域等の指定居宅サービス事業所一覧)

ロ イにかかるサービス内容(加算等の届出の状況等)、利用料等の比較ができる資料又は重要事項説明書若しくはパンフレット

ハ イにかかる介護保険法第115条の29第3項に規定する介護サービス情報の公表制度の公表結果

ニ 利用者及び利用者の家族が指定居宅サービス事業所を選択する際に、イからハに掲げる資料から当該サービス事業所が適切に選択されたことが分かる書面(利用者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための援助ができる指定居宅サービス事業所の抽出結果、当該居宅サービス事業所を選択した理由等を記載していること。)

ホ 地域包括支援センターが実施する地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合には、それに関する記録類